## 飛驒市電子契約実施規程

(趣旨)

- 第1条 この訓令は、飛驒市が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義)
- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
  - (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
  - (3) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
  - (4) 電子契約 法令に定める措置を講じた電磁的記録により作成する契約書をいう。
  - (5) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
  - (6) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
  - (7) 承認者 契約相手方に契約書を送信する際、当該契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し承認する者(以下「承認者」という。)をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、市が電子契約による契約締結を認める契約のうち、 受注者が電子契約により契約締結を希望する契約に利用するものとする。ただ し、書面で行うことが他の法令等により定めがあるほか、電子契約によることが 適当でないと認められる契約は除くものとする。

(承認者の設置)

- 第4条 契約所管課に承認者を置き、契約事務を担当する係長をもってこれに充てる。
- 2 承認者にアカウントを付与する。

(電子契約サービス運用管理者)

- 第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運営管理者(以下「管理者」という。)を置き、管財課長をもってこれに充てる。
- 2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。
  - (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。
  - (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、適正に管理するとともに、 効率的に運用すること。
  - (3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項 (アカウントの取扱い)
- 第6条 アカウントは、管理者が設定する。
- 2 アカウントの変更は、管理者が原則的に行うものとする。
- 3 パスワードの設定及び変更は、管理者が原則的に行うものとする。
- 4 アカウントの取扱いは、管理者及び職員がこれを適正に行わなければならない。
- 5 管理者等は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理しなければなら ない。

(事故報告)

第7条 パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(利用方法)

- 第8条 管理者等は、電子契約サービスを利用するにあたり、法令等を遵守するものとする。
- 2 契約相手方の送信先の確認は、電子契約利用申出書(別記様式)の提出により 行うものとする。
- 3 契約相手方に電子契約を送信するときは、承認者を経由しなければならない。 (電子契約の保存)
- 第9条 電子契約データは、飛驒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和5年飛驒市条例第6号)に定める方法により、適切に保存し、及び管理しなければならない。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は市長が別に 定めるものとする。

附則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

## 電子契約利用申出書

以下の案件について、飛驒市と電子契約サービスを利用して行う契約の締結を 希望します。なお、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

契約案件名		
	商号又は名称	
申 出 者		役職
(受注者)	契約締結権者	氏 名
		メールアト゛レス
		氏 名
	契約担当者	メールアト゛レス
		電話番号

## 飛驒市長 あて

年 月 日

所在地 商号又は名称 代表者役職 代表者氏名

## 【留意事項】

- ※ 本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。
- ※ この申出書は、契約ごとに1通提出してください。
- ※ メールアドレスは半角で入力し、誤りの無いよう、十分ご確認ください。
- ※ 提出した申出書の内容に変更があった場合は、再度提出してください。申 出を撤回する場合は、市の担当者と協議の上、文書(電子メールを含む。) にてその旨を申し出てください。
- ※ 建設工事請負契約においては、この申出及びその応答をもって、建設業法施行令(昭和31年政令第273条)第5条の5第1項の規定による「電磁的措置の種類等の提示」及び「その承諾」とします。類似規定のある他の法令が適用される契約においても同様とします。